

第 14 章 雑則

第 1 その他

- 1 平成 28 年 3 月 30 日付け消規第 1500 号
この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 1 月 23 日付け消規第 800 号
 - (1) 第 1 章第 1 節第 2. 2. (2)に規定する「日本産業規格」及び「産業標準化法第 20 条」は、平成 31 年 6 月 30 日までの間「日本工業規格」及び「工業標準化法第 17 条」にそれぞれ読み替えるものとする。
 - (2) 第 5 章第 2 節第 12. 4 及び第 8 章第 1 節第 4. 6. (2)に規定する「規則第 5 条の 3」は、平成 31 年 9 月 30 日までの間「規則第 5 条の 2」に読み替えるものとする。